



Title	誠実義務再論 : 中国会社法の視点からの再検討
Author(s)	村治, 規行
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/49378">https://hdl.handle.net/11094/49378</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	むらじのりゆき 村治規行
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 2 2 6 4 2 号
学位授与年月日	平成 21 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	誠実義務再論—中国会社法の視点からの再検討
論文審査委員	(主査) 教授 末永 敏和 (副査) 教授 山下 眞弘 教授 吉本 健一

## 論文内容の要旨

## 1 支配株主の権限濫用による少数派株主の権利侵害の可能性

本稿は、わが国の小規模閉鎖会社の支配株主に関し、少数派株主に対する誠実義務を認める余地がないかの検討を目的とするものである。

支配株主は、その支配的地位を利用し少数派株主の犠牲において自己または第三者の利益を図る可能性がある。この場合、具体的には、株主総会での議決権行使だけでなく取締役などに対する事実上の影響力行使などの形がとられる。そこで、支配株主のこのような行為を防ぐべく、支配株主に対する義務を課す必要性が生じる。

この必要性から、わが国ではドイツの議論を参考に支配株主が一種の付随義務として会社および他の株主に対しこの誠実義務を負う、とする見解が論じられた。誠実義務とは、支配株主の権利行使（事実上の影響力の行使を含む）の際の行動基準または限界を画すると解することにより、諸問題の解決を図ろうとする見解である。この株主の誠実義務については、①株主が社員として行為しうべき限界はどのように画定されるべきか、②株主がその限界を侵したときにはどのような法的効果を生ずるか、ということが問題となる。

## 2 支配株主の権限濫用に対応する理論—ドイツ法上の誠実義務論（第2節）

このドイツにおける誠実義務（Treuepflicht）論は、もともと、民法上の組合または人的会社につき、構成員相互間により強固な人的結合関係を認める理論であった。現在では、有限会社の社員相互間および株式会社の支配株主に対してもその義務の存在が認められている。

この誠実義務論は、支配株主の権限濫用を規制する他の法理（社員権否認論とその系列の学説、株主平等の原則、資本多数決濫用論など）と比較すると、支配株主の議決権などの権利行使の無効のみならず、“会社に対する事実上の影響力”を行使したことに基づく損害賠償責任をも基礎付け得る点に特徴がある。

## 3 わが国において誠実義務理論が根付かなかった背景（第3節）

しかし、このような誠実義務理論は、わが国においては根付くことはなかった。

この原因については、誠実義務理論自体の問題点、すなわち①社団法理との関係および②有限責任原則との抵触といった株式会社制度の根本と関わる問題点、③一

般条項であることによる要件の不明確性などの課題を残しているといった点が挙げられる。

## 4 中国における誠実義務理論の導入とその背景（第4節）

他方で、中国に目を転じると、2003年に改正された会社法（「公司法」）では、支配株主の“会社に対する”義務および株主の“他の株主に対する”義務（中国会社法20条1項・2項）、ならびに、支配株主等がその関連関係を利用して会社に対し損害を与えた場合の賠償責任（同法21条）が定められている。これらの定めは、1993年に中国初の会社法が制定され、支配株主たる国有株主（本稿では「国家株主」という。）の権限濫用の問題が認識された後、地方性法規・暫定法規の制定による実験を重ねた結果である。

ただ、このような規定を定めるにあたっては、わが国と同じく、先の理論的な問題点に直面することとなる。特に、中国における株式会社は、国有企業を母体とする大規模かつ上場会社である。このことから、株式会社の理念型により近く、理論的問題はより明確に現れるのではないかという疑問が生ずる。

にもかかわらず、誠実義務の現れともいえる上記規定を明文化し、またそれを可能にしたのはなぜか。その立法背景を分析することにより誠実義務導入の条件となる事実を明らかにすることを試みる。

## 5 小規模閉鎖会社において支配株主の誠実義務を認める必要性（第5節）

(1) 翻ってわが国に目を転じると、現在においても、支配株主の誠実義務を認める必要性が存する。例えば、事実上の影響力の行使により少数派株主の利益が侵害される例については、従来の理論および現行法上の制度ではなお対応が困難であることを認めざるを得ない。

(2) とりわけ、小規模閉鎖会社の実態をみると、現行法上の制度の活用が十分に図れていないことや、株主が公開市場において株式を売却し脱退することが困難であることなどの事情が存する。

理論的にみても、小規模閉鎖的会社は、大規模公開会社と異なり、①所有と経営の一致がみられる場合が多く、株主に一定の法的義務を課す余地があるのではないかと、②株主間に密接な関係がみられ株主間に法律関係を認める可能性を認めうるのではないかと考えられる。

(3) ただし、このように考えても、誠実義務を認めるについては株式会社の本質とされる社団性および株主の有限責任制との衝突が生じることは否定できない。

このことから、現行法上支配株主の権限濫用を防止する法制度があれば、可能な限りそれによるべきである。このような観点から現行法上採りうる手段を検討すると、種類株式や株主間契約などの手段が考えられる。

しかし、その実効性は現在の状況では疑問である。支配株主の権限濫用といった問題が生ずるのは株主間の協働関係が修復困難になり、これら手段の利用がもはや手遅れであることが多いことに加え、わが国の大半を占める同族会社においては、上記の各手段を検討するだけの人的環境が備わっていないからである。

## 6 日本への誠実義務理論導入の可能性—小規模閉鎖株式会社において（第6節）

これら中国の背景やわが国における現状を踏まえた上、わが国の小規模閉鎖会社について、支配株主に対する誠実義務を認めることができないか、とりわけ株主間対立の解決の実効性の観点から“少数派株主から支配株主への直接的”法的責任の追及を認める余地はないか、を検討することとする。

そのうえで問題となるのは、誠実義務の根拠、要件および効果である。具体的には、①誠実義務を認める場合、社団性と有限責任制との関係をどのように考えるか、②その実体法上の根拠、③誠実義務適用の前提となる小規模閉鎖会社とはいかなる

範囲の会社をいうのか、④「支配」の具体的内容は何か、⑤支配の「濫用」の具体的内容は何か、⑥法的効果として損害賠償義務を認めるかといった点が問題となる。

7 結論—真に出資者たる個別株主の利益につながる株式会社の構築に向けてこれらの各問題の検討の後、現行法上の手段を用い得ない場合には小規模閉鎖会社における誠実義務を認めるべきことを述べる。

そして、誠実義務を認めることは、①現行法上の手段が実効性を有するまでの過渡的な意味合いを有すること、②株主間の実質的議論の推進や株主総会などの実質化に資するものであることに加え、③株式会社を”単なる法人成りの形式”から”真に出資者たる株主の利益につながる営利法人”へと回復させる契機となるのではないか、ということを経験とし、本稿を終えることとする。

### 論文審査の結果の要旨

村治規行君の論文のタイトルは「誠実義務論—中国会社法の視点からの再検討」である。本論文は、わが国の小規模・閉鎖会社の支配株主に関して少数派株主に対する「誠実義務」を認める余地がないかの研究を目的とする。

支配株主の誠実義務は、ドイツに起源があり、同国では、元々、民法上の組合または人的会社において構成員相互間において強固な人的結合関係を認める議論であったが、現在までに、有限会社及び株式会社の支配株主に対しても認めるに至っている。その根拠を民法の信義則や会社外の特別利益の追求を目的とした議決権行使による総会議議の取消を認めた株式法の規定に求めている。この誠実義務論は、社員権否認論、株主平等の原則、資本多数決濫用論などの支配株主の権限濫用を規制する他の法理に比べて、支配株主の議決権行使の無効だけでなく、会社に対する事実上の影響力を行使したことに基づく、会社や他の株主に対する損害賠償責任をも基礎付ける点で特徴があり、本論文は、まずこのドイツの議論を詳細に跡付けている。

ところがわが国ではこの誠実義務論は根付かなかった。社団法理との関係、有限責任原則との抵触、一般条項としての要件の不明確性が理由とされた。その間の事情も明確にしている。

一方、中国では、2005年改正の会社法により、支配株主の会社及び他の株主に対する義務が認められ、損害賠償責任が発生することとなった。その間の事情を本論文は、中国の経済的・法的歴史から遡り、詳細に分析している。中国においては、元の国有企業の改革として株式会社化が図られた(会社法制定もその一環である)という事情から、中国の株式会社は支配株主が国家であるということから、むしろ所有と経営の一致が見られ、そこから支配権の濫用による、会社の私(公)物化や一般株主の犠牲といったことが問題となり、これを抑え、さらには会社の私有化を進めるという観点から、会社法改正が行われたという事情を浮き彫りにしている。この辺りの紹介・分析は、わが国最初のもので評価でき、日本の研究者にとっては大いに有益である。

翻って、わが国を見ると、特に小規模・閉鎖会社において、支配株主が少数派の株主を犠牲にして自らの利益を図るという現象が常態化している(取締役報酬の独占等)。そこで、支配株主の固定という中国と同様な状況にある、小規模・閉鎖会社について、誠実義務導入の可能性、それによる支配株主の少数派株主に対する直接的法的責任容認の要件を検討する。

ここにおいて、社団性と有限責任制との関係、実体法上の根拠、誠実義務適用の前提となる小規模閉鎖会社の範囲、要件としての「支配」及びその「濫用」の具体的内容等について、検討し、私見を提示している。ここでは税法における同族会社の定義、法人格否認法理の濫用要件、会社利益の侵害の如何等を引用しつつ、要件を具体化している。他の法的根拠では無理な場合の最後の論拠として誠実義務を位置づける。

ドイツ法の引用は、二次資料によるが、論文執筆の動機となった中国法については、堪能な語学力を駆使して豊富な文献を渉猟しており、中国の独自性を明確に描き出している点は評価できる。日本法では、小規模・閉鎖会社に絞り、適用可能性を検討している点も独自性が見られる。文章も非常に分かり易い。

よって、本論文は博士(法学)の学位論文として十分価値があるものと認める。